

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭市は、母子保健に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健に関する事務では、事務の一部を外部の機関に委託しているが、委託機関とは個人情報の保護及び取扱事項を遵守するよう契約締結している。

評価実施機関名

千葉県旭市長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①妊娠の届出、母子健康手帳の交付の実施 ②妊婦・乳幼児に対する健康診査の実施 ③保健指導の実施 ④妊産婦・新生児・未熟児の訪問指導の実施</p> <p>・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律164号)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①妊婦のための支援給付金の給付 ②妊婦等包括相談支援事業(伴走型支援)の実施</p>
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル・妊婦のための支援給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の70、127の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条、第68条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、155の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども家庭課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども家庭課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8711
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された書類は鍵のかかる場所に保管し、廃棄方法についても徹底している。データ入力、照会の際は、複数人による確認を実施している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	新規職員や特定個人情報を取扱う職員は、e-ラーニングによる職員研修を受講している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	健康管理課長 加瀬 幸重	健康管理課長 浪川 勝子	事後	
平成28年4月1日	II-1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	II-2 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	健康管理課長 浪川 勝子	健康管理課長 木内 喜久子	事後	
平成29年4月1日	II-1 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II-2 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	健康管理課長 木内 喜久子	課長	事後	
平成31年4月1日	II-1 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II-2 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I-5-① 部署	健康管理課	健康づくり課	事後	
令和3年4月1日	II-1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月26日	ア. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課庶務行政班 〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 0479-62-5310	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5310	事後	
令和3年4月26日	イ. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康管理課支援班(母育胎児保健センター) 〒289-2712 千葉県旭市権根3520番地	健康づくり課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8711	事後	
令和3年9月15日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法	(情報提供の根拠) 1. 番号法	事後	
令和4年4月1日	ア. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5310	企画総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8090	事後	
令和4年4月1日	II-1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II-2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	ア. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8090	健康づくり課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8711	事後	
令和5年9月15日	II-1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	II-2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和8年3月23日	I-1-② 事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第77号、以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 ①妊婦の届出、母子健康手帳の交付の実施 ②妊婦・乳幼児に対する健康診査の実施 ③保健指導の実施 ④妊産婦・新生児・未熟児の訪問指導の実施	・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、以下の事務を行う。 ①妊婦の届出、母子健康手帳の交付の実施 ②妊婦・乳幼児に対する健康診査の実施 ③保健指導の実施 ④妊産婦・新生児・未熟児の訪問指導の実施 ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律164号)に基づき、以下の事務を行う。 ①妊婦のための支援給付金の給付 ②妊婦等包括相談支援事業(伴走型支援)の実施	事後	
令和8年3月23日	I-1-2 特定個人情報ファイル名	母子保健ファイル	母子保健ファイル・妊婦のための支援給付ファイル	事後	
令和8年3月23日	I-3 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の70、127の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条、第68条	事後	
令和8年3月23日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法 第19条第8号 別表第二の56の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。) ・第30条 (情報照会の根拠) 1. 番号法 ・なし 2. 別表第二省令 ・なし	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、155の項	事後	
令和8年3月23日	I-5-① 部署	健康づくり課	こども家庭課	事後	
令和8年3月23日	ア. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康づくり課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8711	こども家庭課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8711	事後	
令和8年3月23日	イ. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康づくり課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8711	こども家庭課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8711	事後	
令和8年3月23日	II-1 対象人数	令和5年9月1日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	
令和8年3月23日	II-2 取扱者数	令和5年9月1日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	
令和8年3月23日	IV-8 人手を介在させる作業	新規	十分である	事後	
令和8年3月23日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	① 従業員に対する教育・啓発 十分である	事後	